

平成23年(2011年)10月 那覇市・南風原町環境施設組合議会 定例会

(午前10時2分開会)

議長(瀬長 清)

定刻になりましたので、ただ今から、平成23年(2011年)10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席の指定を行います。那覇市より新たに組合議会議員へ選任されました、お二人の仮議席は、議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

那覇市から選出されておりました喜舎場盛三議員と山川典二議員から、それぞれ9月1日と15日付けで議員辞職願いが、議長あてに提出されましたので、これを受理し、それぞれ同日付で辞職を許可したことを、会議規則第76条第2項により、ご報告申し上げます。

なお、9月27日付けで、那覇市から仲松寛議員と桑江豊議員が新たに組合議会議員に選任されておりますので、ご報告いたします。

次に、先の全員協議会において、協議したとおり、陳情第1号を会期日程及び議事日程に追加しております。

次に、先日、管理者より本定例会に付議する追加議案の送付がありましたので、本日、お手元に配付しております。

本件については、後刻、議題とし、提案理由の説明を求めることにいたします。

これで、「諸般の報告」を終わります。

議長(瀬長 清)

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいまご着席の議席のとおり、指定いたします。

議長(瀬長 清)

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第70条の規定により、議長において古堅茂治議員と知念富信議員を指名いたします。

議長(瀬長 清)

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、予めお手元に配布した会期日程のとおり、本日、10月31日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日、10月31日の1日間に決定いたしました。

議長(瀬長 清)

次の日程は、私の一身上にすることでありますので、副議長と交替し、私は退席いたします。

副議長(知念富信)

日程第4、議長の辞職の件を議題といたします。議長、瀬長清議員から「議長の辞職願」が提出されております。職員に辞職願を朗読させます。

事務局長(宮城 哲哉)

朗読いたします。「平成23年10月11日、那覇市・南風原町環境施設組合議会 副議長、知念富信様。那覇市・南風原町環境施設組合議会 議長、瀬長清。辞職願、今般、下記の理由により

議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。」

記 理由 一身上の都合により。」以上であります。

副議長（知念富信）

議長の辞職は、会議規則第75条の2の規定に基づき、議会の許可が必要であります。

お諮りいたします。瀬長清議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、瀬長清議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。「議長の選挙」は、先決事件でありますので、日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。この際、「議長の選挙」を日程に追加し、ただちに選挙を行います。

休憩いたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時08分）

副議長（知念富信）

再開いたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づく投票と、同法第118条第2項の規定に基づく指名推選による方法がございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

指名推選について、ご提案はございませんか。

8番（花城清文）

おはようございます。私から、與儀實司議員を議長に指名推選いたします。與儀實司氏は、那覇市議会の建設常任委員長も務め、議会においても立派に活躍されていると伺っています。私はこの環境施設組合で一緒させていただきましたが、常に市民、あるいは町民の立場で議案の審議や、議員としての活動、私は高く評価しています。ご存じのとおり、議長の要職は常に公正公平で、どの政党にも片寄ることなく議会の舵取りが重要だろうと思っています。與儀實司議員はそれができる人であります。どうぞ議員各位のご賛同をいただきまして、お願い申し上げ實司議員を議長に指名推選いたします。ありがとうございました。

副議長（知念富信）

ただいま花城清文議員から與儀實司議員を指名推選する提案がございました。ほかに、ご提案はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ほかにご提案なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま花城清文議員から指名推選のありました與儀實司議員を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、與儀實司議員が、議長に当選いたしました。

ただいま当選されました、與儀實司議員が議場におられますので、本席から議長の当選人であることを告知いたします。

それでは、当選された與儀實司議員の当選の承諾及び議長承認のあいさつを自席にて、お願いいたします。

2番（與儀實司）

どうも皆さん、おはようございます。花城清文

議員には指名推選をいただき、大変重責だとは思いますが、南風原町民、そして那覇市民のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。特に南風原町の皆さんには、この施設そのものを南風原町に置いていただき、那覇市民、大変皆様方にはいつも市民として大変ありがたく、そして那覇市民も南風原町のためにまた一緒に頑張っていきたいと日々思っています。どうぞ今後とも微力ではございますが、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしく申し上げます。ありがとうございました。

副議長（知念富信）

それでは、議長に就任されました與儀實司議長、議長席にお着き願います。

議長（與儀實司）

日程第5、議案第7号 那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

それでは提案理由を読み上げます。議案第7号那覇市・南風原町環境施設組合（以下「本組合」という。）の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について、提案理由をご説明申し上げます。

沖縄県内の市町村等における公平委員会の権限に属する事務については、沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年5月2日政令第160号）第10条第1項第1号（以下「特例措置」という。）の規定により、市町村に公平委員会が設置されるまでの間は、沖縄県人事委員会において

処理するものとされてきました。

しかしながら、復帰後相当期間が経過し、当該事務に係る特例措置を継続する必要性は乏しいということで、沖縄県においては、平成24年5月15日に特例措置の終了を予定しています。

よって、特例措置の終了後は、本組合は公平委員会を設置しなければならないこととなりますが、公平委員会の設置方法として、単独設置、共同設置、一部事務組合方式及び事務委託があります。

本組合では、公平委員会の設置について、沖縄県へ事務委託をする方針で調整してまいりました。

事務の委託を行うことについて沖縄県と協議するには、地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

以上の理由により、この案を提出します。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。質疑については、会議規則第46条の規定により、1人3回までいたします。

それでは、発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。始めに、古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

議案第7号那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議について質疑します。復帰して39年も経っています。それなのにこのような提案がいまの時点で行われること自体、僕は非常に県の怠慢を感じています。これらはすぐできる条項です。それが39年、40年の節目でやらざるを得ないここに改めて特別措置の点検が必要ではないかなというふうに思います。それで2点質問します。

1 点目、公平委員会の設置義務と公平委員会の権限を伺います。2 点目、沖縄県へ事務委託する理由について明らかにしてください。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1 番目の、公平委員会の設置義務につきまして、地方公務員法第 7 条第 3 号の規定により、条例で公平委員会を置くことになっており、本組合も公平委員会を設置する義務がございます。

公平委員会の権限につきましては、地方公務員法第 8 条第 2 項の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や審査等や職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決等、職員の苦情の処理及び法律に基づき規則等を定める事務処理をすることとなっております。

2 番目の沖縄県へ事務委託する理由についてお答えします。公平委員会を設置した場合、3 人の委員を選任する義務が生じます。独自で同委員会を設置している那覇市では毎月委員報酬を支出しており、平成 22 年度で年額約 153 万円となっております。本組合の規模では公平委員会に上げる案件は頻度が少ないと思われるので、同委員会を設置した場合は大幅な経費の負担増となります。また、公平委員会で取り扱う事務は専門性を要することもあり、総合的に見て県への委託が望ましいと判断いたしました。

さらに県内地方公共団体の動向、構成母体である南風原町の県への事務委託方針を踏まえて、本組合の公平委員会の事務は沖縄県人事委員会へ委託することとしました。

なお平成 24 年度の経費負担については、年額 1 万 2,000 円となっております。

6 番（古堅茂治）

終わります。

議長（與儀實司）

ほかに質疑はございませんか。

8 番（花城清文）

議長。

議長（與儀實司）

花城清文議員。

8 番（花城清文）

議案第 7 号ですが、4 点質問してあります。一括して読み上げます。

1 点目ですが、この那覇市・南風原町環境施設組合にも職員が不祥事を起こしたき、処分を審査する分限懲戒審査委員会があるのかどうか、お答えください。

2 点目、那覇市から出向してきた職員が、那覇市・南風原町環境施設組合で不祥事を起こした場合、その分限懲戒処分はどこがするのか、それをお答えください。

それから 3 点目です。那覇市・南風原町環境施設組合の職員であったときに起こした不祥事は、那覇市に人事異動で戻ったとき、その分限懲戒処分の審査と不服申し立ての事務は、どこがするのか。

4 点目です。那覇市は独自の公平委員会を設置しています。その那覇市から出向してきた職員が処分を受け、それに対する不服申し立ては県の公平委員会にその事務を委託するかどうか。それもお答えください。那覇市はいま申し上げましたように公平委員会を設置しております。南風原はないです。但し、環境施設組合に出向してきた場合、その職員になるものですから、この不祥事を起こしたときの分限懲戒はどういうふうに審査するのかということで質問させていただきました。以上です。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

花城清文議員のご質問について、順次お答えいたします。1番目の、本組合に分限懲戒審査委員会があるかというご質問でございますが、現在、分限懲戒審査委員会は設置しておりません。

2番目の、那覇市から出向してきた職員が不祥事を起こした場合についてでございますが、那覇市からの職員派遣の際には、本組合と「那覇市職員の派遣に関する協定書」を結んでいることから、那覇市に諮問をして、那覇市の分限懲戒審査委員会に審査をしていただくこととなります。その答申に基づき処分については組合が行うこととなります。

3番目の、本組合に勤務していた時に起こした不祥事について、後日、本人が那覇市に人事異動で戻った後に発覚した場合の事務については、那覇市の分限懲戒審査委員会での審査となり、処分後に不服申し立てがある場合は那覇市の公平委員会を行うこととなります。

4番目の、那覇市から出向してきた職員が処分を受け、それに対する不服申し立てがある場合は、その職員が属する地方公共団体の公平委員会に行うとされていることから、本組合が委託する県の公平委員会へ不服申し立てを行うこととなります。以上です。

8番（花城清文）

議長、最後をお願いしておきたい、よろしいですか。

議長（與儀實司）

どうぞ、花城清文議員。

8番（花城清文）

答弁いただきましてありがとうございます。職員が不利益を受けることなく、きちんとした手続

きが取れるようお願いして質問を終わります。

議長（與儀實司）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより裁決を行います。

議案第7号 那覇市・南風原町環境施設組合の公平委員会の事務の委託に関する規約を定める協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は可決することに決定しました。

議長（與儀實司）

日程第6、議案第8号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

議案第8号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算編成、補正予算第1号後の新たな状況の変化より補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ3,796万6,000円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ

28億7,140万9,000円となります。

まず歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款分担金及び負担金は、1,967万円の減額補正で、前年度純繰越金の増額補正等に伴う那覇市及び南風原町の拠出する負担金の減額であります。

第6款繰越金は、5,763万6,000円の増額補正で、前年度純繰越金の合計は、7,563万6,000円になります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款総務費は、3,796万6,000円の増額補正で、財政調整基金積立金3,800万円の増、環境の杜ふれあい運営審議会経費11万7,000円の増、役務費（火災保険料）15万1,000円の減によるものであります。

以上が、議案第8号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

議案第8号（2011年度）那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について質疑します。環境の杜ふれあいの料金の差別化については本議会でも何度か取り上げ大きな課題となっております。それと関連しますので、2点質疑します。1点目、環境の杜ふれあい運営審議会経費11万7,000円増額理由を伺います。2点目、環境の杜ふれあい運営審議会の設置目的、メンバーを伺います。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員の、一般会計補正予算（第2号）についてのご質問にお答えします。

1番目の、環境の杜ふれあい運営審議会経費11万7,000円の増額理由につきましては、環境の杜ふれあい条例の利用料金の改正を予定していることから、同審議会に諮問し審議していただくための経費でございます。内訳としまして、報酬は委員長が答申も含めて8,000円の3回分、4名の委員は7,500円の2回分、合計で8万4,000円を計上しております。費用弁償は1回3,000円で、委員長3回分、4名の委員は2回分、合計3万3,000円となっております。

2番目の環境の杜ふれあい運営審議会の設置目的及びメンバーについてお答えいたします。

運営審議会は、主に「環境の杜の運営に関する事」と「環境の杜の指定管理者の選定に関する事」について、調査審議するために設置されているものであります。今回予定している料金改定が同施設運営に影響を与えることも想定されることから、料金改定について諮問し審議をしていただくことにしております。

運営審議委員のメンバーにつきましては、環境の杜ふれあい運営審議会規則の第3条により、学識経験者、有識者、管理者が必要と認める者を5人以内で委嘱することとなっております。これまで、学識経験者、経営有識者、体育関係の有識者、那覇市民及び南風原町民代表については環境への取り組みや社会教育団体等でまちづくりに関わった経験のある方、合計5名を選任しており、今回も前回同様の選任基準で選考を行ってまいります。以上です。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

適正な料金の差別化がこの審議会を通じて働くよう期待して終わります。

議長（與儀實司）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

議案第8号 平成23年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（與儀實司）

日程第7、認定第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

認定第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。平成22年度の予算額は、歳入歳出とも27億3,492万4,000円でありました。この額は対前年度比2億1,625万8,000円の増で、伸び率は8.6%であります。

それでは歳入決算からご説明いたします。予算現額27億3,492万4,000円に対し、収入

済額は27億5,965万3,822円で、予算現額に対する収入率は100.9%となっております。収入済額は前年度決算額と比較して2億2,600万9,622円の増額で、伸び率は8.9%であります。主な要因としては、第1款分担金及び負担金が1億2,229万372円の増で、公債費の元金償還額の増と、環境の杜ふれあいの管理運営費の増などにより、市町負担金が増えております。

次に増減額の多い第3款財産収入は、6,765万2,100円の増で売電料や有価物売り上げの増によるものです。

次に歳出決算についてご説明いたします。予算現額27億3,492万4,000円に対し、支出済額は23億8,802万2,254円で、予算現額に対する執行率は87.3%となっております。支出済額は前年度決算額と比較して7,370万6,527円の減額で、伸び率はマイナス3.0%であります。主な要因としては衛生費で2億9,599万5,000円を平成23年度に繰越したことによるものです。

なお、総務費の環境の杜ふれあい管理運営費は、下水道接続工事、駐車場整備工事等により2,177万6,240円の増、衛生費の清掃総務費は、施設整備基金積立額の増額等により、5,309万5,853円の増、衛生費の最終処分場建設負担金が5,428万9,856円の増となっております。歳出予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた5,090万6,746円が不用額であります。歳入決算額から歳出決算額と翌年度繰越額を差し引いた7,563万6,568円が平成22年度決算における剰余金であります。純剰余金の処分方法は、このうち2分の1を下らない金額を地方財政法第7条の規定により財政調整基金に積み立て、残額は平成23年度予算の補正財源等に充てることとしております。

以上が認定第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。古堅茂治議員から質疑が通告されております。古堅茂治議員の発言を許可します。

6番（古堅茂治）

認定第1号（2010年度）那覇市・南風原町環境施設組一般会計歳入歳出決算について1回目の質疑を行います。1点目、歳入決算、第3款財産収入増の内容を伺います。2点目、歳出決算、公債費の割合を伺います。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員のご質問に順次お答えいたします。

1番目の歳入決算 第3款財産収入増につきましては、前年度と比較して、約6,765万円の増となっており、主な内訳としまして、財産売払収入で、溶融メタル売払収入が約5,270万円の増、鉄・アルミ売払収入が約1,064万円の増、売電料が約220万円の増、財産運用収入で、施設整備基金預金利子が約220万円の増となっております。

それぞれの増となった主な要因につきましては、溶融メタルと鉄・アルミは、契約単価が上がったことと、売電関係では、売電量が増えたこと、施設整備基金預金利子では、基金積立額が増えたことによる預入金利子の増によるものです。

2番目の歳出決算における公債費の割合についてお答えいたします。

歳出総額に対する公債費の割合につきましては、43.5%となっており、前年度と比較して3.7

%増えております。公債費の割合が増えた理由としましては、定期点検補修工事にかかる費用約3億円を翌年度に繰り越したため、歳出決算額が減少したことが影響しております。公債費につきましては、平成22年度で全ての起債の元利償還が始まりましたので、平成30年度までは、ほぼ10億3,000万円の償還額で推移していきます。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

借金返済が約43%という答弁でした。2回目の質疑を行います。今回の歳入歳出決算で新たに生じた純剰余金の処分内容について伺います。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

3番目の、今回の歳入歳出決算で新たに生じた純剰余金についてお答えいたします。純剰余金は、7,563万6,568円で、処分内容としましては、地方財政法第7条により剰余金の約2分の1に当たる3,800万円を財政調整基金に積み立て、残りを一般財源に充てております。なお、今回の補正で、那覇市及び南風原町が拠出する負担金を1,963万6,000円減額しております。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

3回目、最後です。監査委員から決算審査意見書で指摘された内容と当局のそれに対する措置対応について伺います。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

4番目の監査で指摘された内容につきましてお答えいたします。指摘事項としまして、「総務管



理費委託料の緑地管理業務について、適切な予算執行に留意すること」と、「環境の杜ふれあいの工事請負費について、緊急的な工事以外は、年間計画のもとで適正に執行すること」、以上、2点がございました。

1点目の委託料の緑地管理業務につきましては、除草業務及び屋上緑化等を予定していましたが、除草業務の1回実施のみとなりました。

このご指摘を受け、平成23年度においては7月に除草業務に関して年5回の委託契約を締結し、既に2回の除草作業を行い、管理棟の屋上緑化につきましても、強風に強い樹木を選定し植栽を終えたところでございます。

2点目の環境の杜ふれあい工事につきましては、今後必要な工事や修繕等もございますので、年間計画を立てて、適正に執行して参ります。

議長（與儀實司）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

認定第1号 平成22年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計歳入歳出決算を認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本決算は認定することに決定しました。

議長（與儀實司）

日程第8、報告第2号専決処分について（損害賠償請求事件）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

報告第2号 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した訴えの提起について、内容の報告をいたします。

当該訴えの提起につきましては、本組合所有の擁壁を倒壊の危険性がある状態にした者に対し、損害賠償請求事件を提訴するものであります。

事件の内容は、那覇・南風原クリーンセンター入口付近の搬入道路敷地内の民間所有地との土地境界に設置されている、間知ブロック擁壁（以下、「擁壁」という。）と同じ高さにあった擁壁背後の民間所有地を、工事請負者が掘削し切り下げて土地造成を行ったものであります。

当初の計画では、工事請負者は、掘削することによって必要がなくなる擁壁を取り壊した後、路面の整備を実施する意向を本組合に伝えておりました。しかし、工事により擁壁背後の土砂が掘削された上に、擁壁の裏込め材も崩壊した状態にも関わらず、工事完了後現在に至るまで擁壁を放置し、倒壊の危険性がある状況となっております。

本組合としましては、当初の計画通り整備を実施するよう、平成22年7月以降、数回にわたって工事請負者と協議及び文書による通知を重ねてきましたが、相手が応ずることがなかった為、平成23年1月以降は、弁護士に示談交渉を委任しておりました。

その後、弁護士による交渉においても進展する様相がなく、平成23年9月2日に弁護士立ち会いにより、本組合と工事請負者において和解交渉を行いました。交渉が不調に終わったため、金城正吉外1名に対し、損害賠償請求事件を提起することを決定し、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年2月17日議会で議決された「那覇市・南風原町環境施設組合管理者の

専決事項の指定について」により指定された「訴訟物の価格が100万円以下の訴えの提起」の事項に関し、平成23年10月24日に専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

報告第2号専決処分について（損害賠償請求事件）は、これをもって終わります。

議長（與儀實司）

日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（與儀實司）

日程第10、これより一般質問を行います。

この際申し上げます。

本日の一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて各議員30分以内といたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、一般質問に関する発言の割り当て時間は、答弁を含めて30分

以内といたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

まず、1番目に宮平のりこ議員。

5番（宮平のりこ）

10月の議会、発言通告に従って質問をいたします。まず1番目にエコアイランドについてでございます。市民町民が出したごみの最終処分場として、県内では初の海面処分場として建設された那覇エコアイランドでは、安全な処理水を海へ放流しています。持続可能な循環型社会の形成に大いに寄与するものであります。平成19年3月の完成より5年が経過しようとしていますが、そこで伺います。海面最終処分場エコアイランドの埋め立ての最終期限について伺います。また、最終期限がきた後はどのようにするのか伺います。

それから2番目に薬剤の購入についてでございます。3款衛生費の契約薬剤のところですが、消耗品全体の占める割合も82%であります。まず予算額と購入方法について伺いたいと思います。また、主要薬剤の単価について伺います。

3番目、火災保険料についてでございます。3款衛生費、塵芥処理費の火災保険料ですが、保険料と、保険会社について伺います。また、これまで保険料で回収した火災保険料に支払われた額は、何件でいくらになるのか伺います。

次に4番目です。発電施設の定期点検分はいくらになりますか。全体に占める割合を伺います。

次、5番目です。焼却炉、灰溶融炉、破碎機の能力と稼動状況についてお聞かせください。お願いします。質問は以上です。よろしく申し上げます。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長 田場茂樹

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂

樹)

宮平のり子議員の1、2、4、5のご質問について、順次お答えいたします。1番目の1点目、エコアイランドの埋め立て最終期限につきましては、那覇港管理組合が国へ提出しました、公有水面埋立ての免許に係る認可申請書により、平成28年度が期限となっております。

2点目の最終期限の後につきましては、当最終処分場は、当初の埋め立て予定処分量の大幅な減量により、平成28年度以降、10年以上の延命化が見込まれております。このことから、那覇港管理組合へ期限の延長を依頼し協議を経て、延長使用を予定しております。

2番目のご質問、薬剤の購入についてまとめてお答えいたします。平成22年度の薬剤の購入実績額は、キレート剤、活性炭、消石灰等11品目で約1億1,070万円であります。主な薬剤として、キレート剤が約4,700万円、活性炭が約2,520万円、消石灰が約1,320万円となっております。

購入方法につきましては、那覇市の入札参加資格者名簿に登録されている業者の内、指定薬剤を取り扱える業者により指名競争入札を行い、落札した業者と1キログラム当たりの単価契約にて購入しております。

なお、平成23年度における薬剤の予算総額は、約1億2,690万円であり、平成23年9月30日、上半期終了時点において、約34%の執行率となっております。

4番目の発電施設の定期点検分の費用および全体に占める割合についてお答えいたします。

平成23年度の定期点検補修工事の契約金額は、3億5,994万円となっております。その内、発電整備関係分の金額は、約1億3,000万円であり、全体に占める割合は、約36%となっております。

ます。

5番目の焼却炉、灰溶融炉、破砕機の能力と稼働状況についてお答えいたします。

焼却炉の処理能力は、1炉につき1日あたり150トン、3炉で450トンの処理能力であります。常時2炉の稼働を行っており、処理実績は平成22年度で、1日あたり平均約282トンを焼却処理しております。灰溶融炉の処理能力は、1炉につき1日あたり26トン、2炉で52トンの処理能力であります。常時1炉稼働を行っており、処理実績は平成22年度で、1日あたり平均約14トンを処理しております。破砕機の処理能力は、5時間あたり39トンの処理能力であり、処理実績は平成22年度で、平均約29トンを処理しております。

平成23年9月30日、上半期終了時点におきましては、焼却炉の処理実績は1日あたり平均約275トンであり、約10%の余力のある状況となっております。

議長(與儀實司)

前城充総務企画課長。

総務企画課長(前城 充)

宮平のり子議員のご質問、3番目の火災保険料について順次お答えいたします。

まず、1点目の保険料と、保険会社についてお答えいたします。平成23年度の保険料は、全体で、1,324万4,657円で、保険会社は、社団法人全国市有物件災害共済会、社団法人全国都市清掃会議、大同火災海上保険株式会社の3社となっております。

保険内容としまして、全国市有物件災害共済会には、火災、落雷、風災等を補償する、建物総合損害共済と自動車損害共済に加入しております。

全国都市清掃会議には、建物共済ではカバーできない廃棄物処理施設内の機械設備の破損事故、

誤操作による事故等を幅広く補償する廃棄物処理プラント保険に加入しています。

大同火災海上保険株式会社には、施設やエレベーターの構造上の欠陥や管理上の不備によって発生した事故によって、第三者の身体あるいは財物に損害を与えたことにより被る法律上の賠償責任をてん補する施設管理者賠償責任保険と昇降機賠償責任保険に加入しています。

2点目のこれまで保険料で回収した金額は、何件でいくらかについて、過去3ヶ年間の状況についてお答えいたします。

平成21年度と平成22年度につきましては、災害等はなく、災害共済金を受けておりません。平成23年度は、台風の被害による2件となっており、自動車損害共済金で、33万9,990円、建物総合損害共済金で、約200万円の請求手続き中であります。

議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

5番（宮平のり子）

ご答弁ありがとうございました。それでは順次、要望と再質問をしてみたいと思います。まず、エコアイランドですけれども、埋め立ての減量によって延命化が図られているということで、それでもなおかつ相手があることですので、環境行政に空白が生じないように十分な計らいをしていただきたいというふうに思います。

それから薬剤ですけれども、1億2,000万円の予算ということで、今年は金額が大きいのでお尋ねをしました。指名競争入札ということで薬剤の単価ですけれども、例えば、他都市の同様など、他都市の単価などを参考にしたり、あるいは比べたりしていくことがあるのでしょうか、お尋ねします。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

宮平のり子議員の再質問にお答えいたします。薬剤の単価につきましては、県内においても何社かの参考見積を取って参考にしておりますし、東京都の環境整備公社とか、その辺の情報も得ていますので、おおよそ参考にはしていますけれども、やはり東京と沖縄という地域の差による単価とか、そういう違いもございますので、いちがいに比較ということはできないと考えております。

議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

5番（宮平のり子）

ありがとうございました。それから4番目の発電施設の定期点検分が全体のプラントの定期点検分36%ということで、非常に大きな値を示しています。発電能力を上げるために他都市、例えば北九州市であるとか、千葉市ではスーパーごみ発電といって、この処理施設のボイラーから出る蒸気をさらにガスタービンの廃熱で加熱をして、蒸気タービンの出力を増加させる発電システムのことなんですけれども、このスーパーごみ発電というのをしているところがあります。さらに自給率を上げて売電にもつながる総発電量の増加に大変有効だと思うんですけれども、これについてはどのようにお考えか、将来発電能力を上げることにして述べていただきたいと思います。お願いします。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

宮平のり子議員の再質問にお答えいたします。スーパーごみ発電につきましては、昨今のごみ減

量の進捗中、将来検討すべき課題であるとは考えております。但し、時期につきましては設備の改良を伴うものでありますため、基幹改良が今後行われる時期に検討していきたいと考えています。また、国の交付金の対象になるとか、ならないとかの検討も必要になりますので、十分に調査した上で検討していきたいと考えております。

議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

5番（宮平のり子）

ありがとうございました。ぜひ、スーパーごみ発電などを検討して将来もっと自給率の高いといえますか、全体の占める割合からいくと、こういったものでも必要ではないかというふうに考えるわけです。

それから今回、特に焼却炉と灰溶融炉とか、破碎機などの能力と稼働状況について伺いました。その中で10%余りの余力があるということで、灰溶融炉も14トンということで随分余裕がございます。破碎機の方も余裕があります。そういうことからしますと、やはり那覇市内で畳屋さんがありますよね、産業廃棄物とかに出している畳屋さんや、その他の那覇市内に産廃にきているごみを那覇の環境施設組合で受け入れとか、そういったことは将来できないかについて伺いたいと思います。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

宮平のり子議員の再質問にお答えいたします。事業所の畳や建築廃材など産業廃棄物の受け入れに関しましては、当施設は一般廃棄物処理施設であることから、沖縄県を通して国との調整や手続き等、必要事項が発生いたします。また、手続き

以前に整理すべき課題があり、構成母体である那覇市、南風原町において今後産業廃棄物を当センターで焼却処理する理由及び必要性、さらには受け入れ可能な種類についてなど、政策方針決定を行うため検討課題として議論することが必要になるかと考えております。

議長（與儀實司）

宮平のり子議員。

5番（宮平のり子）

確かに建築廃材、畳などは法律上、産業廃棄物ではありますけれども、例えば、那覇市の持っている施設の能力とか、稼働状況からして、そういうこともまた将来必要だと思われるので、ぜひ検討課題として、していただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

古堅茂治、一般質問を行います。本クリーンセンターは2006年3月に完成し、5年半余が経っています。当環境施設組合の臨時議会で報告がありましたが、7月に県内地方公共団体発のエコアクション21を認証登録されています。職員の皆さんの高い意識をもった取り組み、その職務の遂行に心から敬意を表したいと思います。そこで質問します。いま定期点検が行われています。このクリーンセンターについては杭を相当数打って建物を安定させる特殊な建設仕様が用いられています。そこで伺います。地盤沈下、ひび割れなど、その状況について明らかにしてください。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員のクリーンセンターへの1番目の

ご質問にお答えいたします。地盤沈下、ひび割れなどの施設の状況についてお答えいたします。

ひび割れなどの状況につきましては、クリーンセンター工場棟や計量棟、薬剤保管庫などの建築構造物は、建設工事の際に特殊杭による十分な対策がなされている為、沈下することもなく、ひび割れなどについても、発生しておりません。

地盤沈下につきましては、特に、施設敷地内の南側の広場や緑地帯、及び側溝などにおいて、建設当初に比べて最大で約40cm程度の地盤沈下が確認されておりますが、施設管理に大きく影響を与える状況ではないため、部分的な補修で対応している状況であります。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

40cm程度の地盤沈下が起っているという答弁でした。たいしたことないということですので、今後とも監視を強めて、点検を強めて進めてほしいと思います。

それから先程エコアクション21の認定登録の話がありましたけど、入口のロビーにその認定登録証や新聞報道記事が展示されてありますが、もっと誇りをもってみんなにアピールできるように取り組んだ方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、全国の自治体、行政機関で51件しかない。その中で本組合はそういう誇りある認証登録を受けているわけですから、それにふさわしいアピールを考えてほしいと思います。

それから次に今年度も、予算計上されながら技術職員の確保が、那覇市からの派遣が難しいために見送られています。施設の安全・安心・安定した運営、長寿命化のためにも、また修繕・定期点検等で業者の言いなりにならない、適正な費用を算出するためにも技術職員は必要だと考えていま

す。来年度に向けての当局の対応を伺います。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員2点目の技術職員の確保についてお答えいたします。

平成23年度に那覇市へ要望していた技術職員の派遣は見送られる結果となりましたが、組合においては、電気主任技術者免状第2種を保有するプロパー職員を1名採用しており、監理監督業務の強化に繋がっております。

施設の安定した運営及び定期点検等メーカーとの対等な協議につきましては、「全国都市清掃会議」主催の各種研修会への参加や先進都市の調査、更には「東京都環境整備公社」による積算講習会受講など積極的な取り組みにおいて、職員の技術向上に努めております。その経験を活かし、プラント設備の安心・安全で良好な管理運営を図り、定期点検補修工事などにおける適切な積算及びメーカーとの十分な協議を実施しております。

平成24年度の技術職員体制につきましては、那覇市へ派遣要望を継続して行っておりますが、状況に応じて、経験を有する機械技師を組合採用により確保することも考慮し、職員体制の強化を図っていきたいと考えております。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

那覇市からの派遣が難しい場合には、いま答弁があったように当組合採用で技術職員の確保に努めてほしいというふうに思います。

それから次に2点質問します。当組合は環境方針、行動指針に基づいて安定、そして安全な施設の管理運営に努めています。そこでこの管理運営

は業務委託をし、体制として約45人ですかね、焼却炉運転4人の4班、灰溶融炉の4人の4班、整備7人、事務1人ということで前に答弁があったと思います。そういうことで行われています。そこで事故を起こさないために、どのような対策をとっているのか伺います。

2点目、事故が発生した場合に備え、どのような訓練を行っているのかお答えください。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員の3点目と4点目のご質問にまとめてお答えいたします。クリーンセンターにおいて、事故を起こさないための最も重要な対策としては、プラント設備の適切な維持管理であると考えております。

具体的には、毎年の計画的な定期点検補修工事により、設備の効率的、かつ安全な運転が保持出来るよう万全な対策が施されております。また、クリーンセンターの管理運営の委託業者においては、整備班が常駐することにより、異常個所の早期発見そして迅速な対応が出来る体制を確保する他、運転監視及び操作員は、計画的な教育訓練を実施し、プラント設備の安全操業及び事故発生時の未然防止に努めております。

事故が発生した場合の対応につきましては、環境省の作成指針に準拠した「事故対応マニュアル」策定において、想定される事故への適切な対応、緊急連絡網等を整備しており、組合と管理運営委託業者とで共有しております。また、万が一の事故発生に備え、火災等を想定した初期消火、避難誘導及び連絡通報等の消防防災訓練を毎年行っております。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

東京電力の福島原発の事故、それは安全神話という誤ったものに基づいて事故が起らない、そういうことで対策は不十分だったということが指摘されています。ぜひ、当組合にあっても日頃の点検時において事故が絶対起こらない、そういう体制、点検を強めてほしいと思います。

それからもう1点、北海道から大阪まで17都道府県で放射能物質が検出される、こういう事態が起っています。そして東京では、この原発事故と関係のない廃棄物による放射能汚染さえも出ています。そこで本施設の放射能汚染測定などの対策の現状を伺います。

議長（與儀實司）

那覇・南風原クリーンセンター所長田場茂樹。

那覇・南風原クリーンセンター所長（田場茂樹）

古堅茂治議員、5点目のご質問にお答えいたします。本施設において、放射性物質の濃度測定等は現在、実施しておりません。

東日本大震災以後、一般廃棄物処理施設における放射性物質の測定につきましては、環境省より東北地方及び関東地方等の16都県に対して、焼却灰の測定を要請しておりますが、それ以外の府県に対し測定の要請はなされていない状況であります。因みに、469施設で行った測定結果においては、放射性セシウムが国の基準値、1キログラム当たり8,000ベクレルを超えた施設は42施設であり、約9%の割合となっております。

沖縄県の環境部に確認しましたところ、県内においては、放射性物質に汚染された腐葉土や牛肉が販売される等の問題はありましたが、それ以外については把握していないとのことであり、本施設に放射性物質に汚染された廃棄物が搬入される

可能性は極めて低いのではないかと考えております。

今後、放射性物質の測定及び処理につきましては、環境省の通達や県の指導に対応していきたいと考えております。

議長（與儀實司）

古堅茂治議員。

6番（古堅茂治）

放射能物質が測定されたのが約1割という報告だったと思います。そこで地元の新聞報道でありました沖縄への汚染された食料品、そして汚染された瓦礫などの搬入の可能性、それについても報道されています。そういうことを鑑みますと、ぜひ放射能測定について大きな課題になっていると思いますので、今後可能性としては非常に低い確率だと思いますが、その一つの課題として検討に加えてほしいと思います。

最後に環境の杜ふれあいについて伺います。本議会も付帯決議をあげ、私も質問で周辺7自治会住民と那覇市民及び南風原町民、その他市町村外住民との利用料金の差別化を求めてきました。その検討状況について改めて伺います。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

古堅茂治議員の2番目のご質問、周辺7自治会住民と那覇市民及び南風原町民、その他市町村外住民の利用料金の差別化についての検討状況についてお答えいたします。

周辺7自治会住民への対応としましては、平成23年度も地域還元策として、一世帯につき3ヶ月に1枚の無料優待券を指定管理者が自治会へ配布しております。

市町村外住民の利用料金の差別化につきましては、料金の改正に向けて県内の施設を調査し、県外に

については電話での確認調査を行いました。その調査内容も考慮して11月に環境の杜ふれあい運営審議会に諮問する予定であります。その答申を受け来年2月に条例改正についての提案ができるように作業を進めて参ります。

6番（古堅茂治）

頑張ってください。終わります。

議長（與儀實司）

花城清文議員。

8番（花城清文）

それでは私は1点だけ質問させていただきます。環境の杜入口、町道10号線との接続ですが、その整備について伺います。環境の杜への進入路はいま片側通行となっています。その道路は環境の杜を利用する人の車が多く使われています。片側通行では大変危険であると思っています。そこで伺います。早急に整備が必要だと思うが管理者はどのように認識されておられるのか、お答えください。以上です。

議長（與儀實司）

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

花城清文議員のご質問、環境の杜ふれあいについてお答えいたします。

現在、町道10号線から環境の杜ふれあいへの進入路には、一部未買収用地があるため一方通行の状態となり、利用者に不便をかけております。

未買収用地の地権者からは、雨天時に町道10号線から敷地内に雨水が入ってきたり、環境の杜ふれあいの浄化槽からの排水で悪臭がするとの苦情も寄せられておりました。それに対し本組合では、排水処理の問題解決や雨水対策として土のうを積むなど、対応可能なものについてはその都度取り組んでいる状況であります。

当組合としましても環境の杜への進入路につい



て本格的な整備が必要と考えておりますので、地権者の理解を求め今後も誠意を持って交渉し課題解決に向けて取り組みます。

議長（與儀實司）

花城清文議員。

8番（花城清文）

道路整備のため取り組んでいかれるとの回答がありました。私もその道路をちょこちょこ通っています。そしてそこを利用される南風原町民の皆さんもちょうど角、入口なんですね。入口なものだから、あれなんとかしてほしいという声が強いです。特に朝なんか道路を通行する車の量も多いし、そして環境の杜を利用する皆さんもそこがかち合うということがある。南風原町民の皆さんもなんとかしてほしいと、早めに解決して道路を整備してほしいという声が強いです。確かにいろいろな過去、交渉の中であつたかもしれません。特に物件交渉となると相手があることですから、相手の理解が得られなければ交渉は難しいですね。そこは私も理解しています。

ですから、あの道路では支障があると思っていますので、どうぞ1日も早く道路整備に取り組んでもらえるように、そして交渉の方も誠意をもって交渉するということでしたので、地主と誠意をもって交渉して早めに整備されるようお願いをして質問を終わります。

議長（與儀實司）

これもちまして、本定例会における一般質問を終了いたします。

議長（與儀實司）

日程第11、陳情第1号 陳情書（入浴当日利用料金の見直しについて）を議題といたします。

お手元にお配りした追加議案書等に陳情書の写

しがございます。

今回の陳情書は、平成22年2月に同様趣旨の陳情書が提出され、平成22年8月臨時会において、審議の結果、附帯意見付きの不採択となっております。したがって、本陳情については、本会議ではかる旨、話し合いがまとまり、全員協議会において意見が一致いたしました。

お諮りします。陳情第1号 陳情書（入浴当日利用料金の見直しについて）は、本会議において質疑及び討論し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、執行部より、これまでの経緯について説明お願いいたします。

前城充総務企画課長。

総務企画課長（前城 充）

それでは経緯についてご説明申し上げますが、全員協議会のときに配布いたしました陳情書と裏表の印刷もので陳情書の経緯という資料がございます。お手元がございますでしょうか。

それではご説明申し上げます。環境の杜ふれあい利用料金についての陳情等の経緯、過去2回の陳情がございました。第1回目は平成19年2月28日付けの陳情書で、陳情者は有限会社屋比久産業代表取締役、屋比久竹義様でございます。当時の内容といたしましては、平成19年7月開業のふれあい利用料金が、民業圧迫とならないような料金設定の検討という内容でございました。それを受けて議会としましては、平成19年5月臨時会において、事務調査研究特別委員会を設置し、継続審査といたしました。

平成19年6月21日、特別委員会を開催し、審査をしております。平成19年8月16日の8月臨時会において、特別委員会の審査報告で不採択といたしております。内容としましては、施設

内容を比べた結果、客層の違い、サービス面での差があり、料金設定は妥当であるという説明でございました。それを受け8月臨時会では陳情については採決の結果、不採択というふうになっております。

2回目の陳情です。平成22年2月1日付けで、内容につきましては、ふれあい利用料金が低料金のため、民間事業の経営を圧迫しているので、料金見直しを検討してほしいということで、議会の対応としましては、平成22年2月定例会において、事務調査研究特別委員会を設置し継続審査となりました。

5月18日、特別委員会を開催。現場視察としまして、うちなーゆを視察しております。

22年8月26日の8月臨時会において特別委員会の審査報告がありまして不採択になりました。そのとき、「ただし、地域還元の目的から周辺7自治会と市・町民、その他市町外に分けて区別すべき」との付帯意見が出されました。そして8月臨時会においては、陳情については、採決の結果、不採択という流れになっております。それに続きまして今回の3回目、平成23年10月14日に出されました陳情書、内容につきましては、市、町外の料金区別化の早期取り組みと、民業圧迫とならないような料金設定についてということでございます。以上が陳情等の経緯となっております。

議長（與儀實司）

これより質疑に入ります。執行部の説明に対する質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

す。

休憩いたします。

休憩（午前11時27分）

再開（午前11時32分）

議長（與儀實司）

再開いたします。

本件について、休憩中に協議したとおり、那覇市及び南風原町住民以外に対する料金の区別化を急ぎ対応してもらいたいという部分については、一部採択することで賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数でございます。したがって、本件は、一部採択することに決定しました。

議長（與儀實司）

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。

本定例会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、それを議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成23年（2011年）10月那覇市・南風原町環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時34分 閉会）

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成23年10月31日

議 長

署名議員

署名議員